

2018（平成30）年度

年度計画

自 2018（平成30）年4月1日

至 2019（平成31）年3月31日

最新改訂 平成31年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
(1) 対日直接投資の促進	1
(2) 農林水産物・食品の輸出促進	3
(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援.....	4
(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献.....	9
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
(1) 一般管理費及び業務経費の効率化	11
(2) 組織体制・運営の見直し	11
(3) 調達方法の見直し.....	12
(4) 人件費管理の適正化	12
(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営	12
(6) 民間委託（外部委託）の拡大等.....	13
(7) 業務の電子化.....	13
3. 財務内容の改善に関する事項	13
(1) 自己収入拡大への取組.....	13
(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組	13
(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し.....	13
(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等.....	13
4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	14
5. 財産の処分に関する計画	14
6. その他業務運営に関する重要事項	14
(1) 人事計画	14
(2) 内部統制	14
(3) 情報管理	15
(4) 情報セキュリティの強化	15
(5) 安全管理	15
(6) 顧客サービスの向上及び認知度の向上	15

独立行政法人日本貿易振興機構 2018年度計画

独立行政法人通則法第三十一条第一項に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「機構」）の2018年度〔2018年4月1日～2019年3月31日〕の業務運営に関する計画（以下、「年度計画」）を次のように定める。

機構は、第四期中期目標・中期計画を踏まえ、また、2017年6月に決定された「未来投資戦略2017」に掲げられた目標の達成に貢献すべく、対日直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、我が国中堅・中小企業の海外展開支援、の3本柱に重点を置く。さらには、2017年12月に決定された「新しい経済政策パッケージ」に掲げられた生産性革命の達成に貢献すべく、海外および日本のベンチャー企業支援の強化を行う。また、日EU・EPAの大枠合意を踏まえ2017年11月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、「新輸出大国コンソーシアム」の事務局として、官民の支援機関の連携と外部専門家の活用等を通じて、我が国中堅・中小企業の海外展開を支援する。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）対日直接投資の促進

政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増（2012年比）」に向けて、2018年度は、イノベーションを促進する研究開発拠点など高付加価値拠点の誘致拡大、地域への外国企業誘致の強化、アジア・新興国等での誘致活動の拡充、外国企業の誘致・日本企業との協業マッチング支援機能の強化を進める。

①高付加価値拠点の誘致拡大

環境・エネルギー、ライフサイエンス、ICT、製造・インフラ、観光、サービス等の分野を中心に、国内産業の補完、内需の拡大、新しいビジネスモデルや技術の導入等に資する案件の誘致活動を行う。また、産業の高度化に資する研究開発拠点や雇用創出効果の高い製造拠点・流通拠点、地域経済の活性化や一定の経済波及効果が見込まれる拠点等の高付加価値拠点の誘致を図るとともに、革新的な技術・サービスを有するスタートアップ企業の誘致にも取り組む。そのために、日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う「産業スペシャリスト」及び企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「対日投資誘致専門員」を国内外の事務所に配置する。

②地域への外国企業誘致の強化

外国企業誘致に積極的で、かつ産業集積等の観点で有望な自治体との誘致活動を強化する。各自治体の外国企業誘致の取組のフェーズに応じて、誘致戦略の策定、プロモーション、個別企業へのアプローチ、立地支援・フォローアップ等のメニューを提示し、機構との協働を提案する。また、RBC（Regional Business Conference）の開催等、自治体と共同で企画立

案・実行する誘致プロジェクトを通じて、地域と一体となった外国企業の誘致活動に取り組む。国内主要地域には広域的に支援を展開する「外国企業誘致コーディネーター」を配置する。

③アジア・新興国等での誘致活動の拡充

対日投資の一層の拡大が期待される中国、台湾、インドなどアジア地域やその他の新興国・地域において、産業スペシャリストや対日投資誘致専門員を配置するとともに、人材育成を強化し、より効率の良い対日投資関心企業の発掘・支援を行う。また、在外公館や現地の貿易投資振興機関、経済団体、産業クラスター等とも連携・協力しつつ、広報効果・案件発掘が見込めるアジア地域を中心に対日投資シンポジウムを開催する。

④外国企業の誘致・日本企業との協業マッチング支援機能の強化

対日投資関心企業の発掘から、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）における日本拠点設立の支援、拠点設立後の事業拡大・二次投資までをシームレスにつなぐ支援を継続する。グローバル人材の確保など、既進出外資系企業が抱える経営面の課題解決に資する支援を強化する。日本企業に対する M&A 案件・出資案件への支援強化や、環境・エネルギー、ライフサイエンス、観光等の成長分野において優れた技術・製品・ビジネスモデル等を有し、日本での事業拡大を検討している外国企業と、外国企業の有する販路や技術等の活用に関心のある日本企業との協業マッチング支援などを行う。

⑤対日投資促進に資する情報発信の強化

我が国が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知すべく、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外におけるトップセールス活動の支援、大型対日投資シンポジウムの開催、対日投資報告の刊行、海外メディアやウェブサイト等を活用した情報発信を積極的に展開する。外国企業の対日投資への関心を喚起すべく、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力、投資インセンティブ等のビジネス情報に加えて、生活環境を含めた投資環境のポータルサイトの整備など、広報コンテンツを充実させる。

⑥ビジネス環境の改善に資する政策提言

機構の支援により日本に進出した外資系企業や日本未進出の外国企業に対するヒアリング、「対日投資ホットライン」を通じて寄せられる日本のビジネス環境の改善要望等に関する企業の声を取りまとめ、我が国政府関係者や有識者等に対し、適切な機会を捉えて政策提言や情報提供を行う。

⑦2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした外国企業誘致

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の外国企業の誘致活動に取り組む。特に、我が国に対する国際的な注目度が高まる中、自治体との協働により対日投資関心企業を招聘し、地域の魅力の発信を強

化する。

上記の取組を通じ、2018年度は投資プロジェクト管理件数1,200件以上、誘致成功件数150件以上（うち、大型等特定誘致案件15件以上）の達成を目指す。また、対日直接投資促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上となることを目指す。

（2）農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円の前倒し（活力創造プラン）」の実現と、地方創生に貢献すべく、2018年度においては、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部、以下「輸出力強化戦略」）を踏まえ、品目別輸出団体や関係省庁、さらには、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）によるオールジャパンでのブランド構築のためのプロモーションの実施と連携し、農林水産物・食品の輸出が促進できるよう効果的に事業に取り組む。

①JFOODOによるオールジャパンでのプロモーションの実施

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）により、日本の農林水産物・食品のブランド構築のため、オールジャパンでの消費者起点（「マーケット・イン」）のプロモーションを企画・実行する。具体的には、2017年度に開始した和牛、水産物（ハマチ等）、日本茶、米粉、日本産アルコール飲料（日本酒、日本ワイン、クラフトビール）の5品目7テーマを中心に、それぞれのターゲットとなる国・地域に向けたプロモーション戦略を事業者とともに実行する。

②規制緩和・輸入解禁等を受けてのタイムリーな取り組みの強化

農水省や在外公館との連携を強化し、輸入解禁の情報収集に努めるとともに、解禁のタイミングに合わせ事業を柔軟に実施。具体的には米国向け日本産柿につき、産地指定された和歌山県産柿を第一弾として、今後、対米輸出に関心を有する岐阜、鳥取、茨城、奈良等に対する支援などを検討。

③広域連携・産地間連携によるオールジャパンの取り組み（業界団体等との協力）

各種国内外商談会の場を活用し、ジェットロが主体となって広域連携・産地間連携を図る。また、JFOODOと連携した事業を実施する。

④新たな販売チャンネル・物流方法の構築

食品関連サービス分野における新たな販売チャンネル・物流方法の構築に向けて取り組む。具体的には、小規模事業者や初めて輸出に取り組む事業者の小口貨物・混載輸出の支援例や成功例をもとにマニュアル化するなど、ノウハウを整備し、促進を図る。

⑤地方創生に波及させるための体制構築

海外バイヤーの日本への買い付け機会や引き合い情報等を本部経由で地方の生産事業者に紹

紹介、見本市や商談会といった事業機会にとらわれず、常時、商談や産地訪問の機会を提供できる事業・体制を構築する。

⑥既存事業の見直し・工夫

海外見本市・海外商談会において、出品要件の見直し、出品者指導やバイヤーとのマッチング強化、マーケットニーズに基づく有望商品やテーマ設定等を行うことで、事業内容の改善につなげる。また、海外見本市・商談会等のフォローアップアンケート回答を義務化し、事業実施後の成果把握を確実に行う。また、国内商談会においては、招聘バイヤーごとに商談成約額等の成果を踏まえ段階的に評価・格付けし、格付けに応じた補助の実施体制を構築する。そのほか、個別事業者支援においては、支援期間の延長等により、より長期的な支援とその成果の把握ができるよう、事業の実施方法を変更する。

⑦輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの提供

農林水産物・食品輸出に関する各種相談に輸出相談窓口にて対応する。また、農林水産物・食品に関する戦略国・地域の制度情報などを包括的に調査するとともに、輸出事業者や海外バイヤー情報を収集し、ウェブサイトや相談窓口等を通じて、事業者に迅速に提供する。さらに、関係府省・団体が収集した情報を一元的に集約するとともに、自治体・団体等が国内外で行うイベント情報を掲載した「国・地域別イベントカレンダー」を整備する。加えて、日本産農林水産物・食品輸出マッチングサイト（JAFEX）を活用し、日本産農林水産物・食品の一層の輸出拡大を目指す。

上記の取組を通じ、2018年度は輸出支援件数（延べ社数）4,160件の農林水産物・食品輸出支援件数（延べ社数）、海外におけるプロモーション・ブランディングによる支援件数（延べ社数）等、輸出成約金額（見込み含む）226億円の達成を目指す。また、農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上となることを目指す。また、日本食品海外プロモーションセンターでは、政府目標である「2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」の達成に貢献するべく、プロモーション参加事業者の対象品目・対象地域向けの年間輸出額について、前年度比112%以上を達成することを目指す。

（3）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

我が国企業の海外展開を推進するため、自治体、関係機関等とも連携しつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援を行う。また、海外進出した日系企業に対しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。

①海外ビジネス情報の提供

貿易投資に関する各種制度・商習慣・統計・関税率等、ビジネスに直結する情報・資料を収集・整備し、企業等に提供する。また、中堅・中小企業等の国際ビジネス具体化支援のため、海外ブリーフィングやミニ調査などのサービスを提供する。海外ビジネスの初心者も含

めて幅広く、映像によりわかりやすくヒントを伝える手段として、情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作し、ウェブサイトやSNS等を通じて配信する。

②オンラインでの情報提供等

貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資Q&Aや、政府調達情報をウェブサイトで提供する。輸出に取り組む事業者に必要な貿易実務について、各種講座をオンラインで提供するとともに、企業ニーズに応じた新講座を開講し、受講者拡大に取り組む。引き合い案件データベース（TTPP）に関し、国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意しながらデータベースの管理・運営を行うとともに、ニーズに応じた「特集コーナー」の拡大を進める。さらに、海外展開に意欲のある中小企業等に対して、「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）」を通じて、世界の展示会情報を提供する。

③我が国企業の海外展開支援

海外ビジネス展開を進めようとする我が国中堅・中小企業の支援強化に向け、外部専門家を活用して個々の企業の海外展開フェーズに応じたハンズオン支援を引き続き実施する。また、他の支援機関と連携した「新輸出大国コンソーシアム」の事務局を円滑に運営し、環太平洋パートナーシップ協定や日EU経済連携協定等による世界市場の変化が予測される中、それを契機として海外展開を目指す我が国企業を適切な支援事業に誘導し、海外展開までの一貫した支援を図るとともに、海外展開未経験企業を広く発掘し総合的な支援を行う。

さらに、我が国経済産業省とロシア経済発展省との中堅・中小企業分野における協力のためのプラットフォーム創設にかかる覚書締結を受け、専門家の活用等を通じ、我が国中堅・中小企業等のロシアにおけるビジネス展開を支援する。

④中堅・中小企業等の海外展開人材の育成・活用

中堅・中小企業等の海外展開の課題となっているグローバル人材育成・活用に貢献するため、関係府庁、機関、大学等との連携により、グローバル人材にかかる動向や施策、人材活用事例等の情報発信を行う。また、日本人または外国人のインターンシップを通じた政府や関係機関の支援事業を活用する。

⑤中堅・中小企業等の現地におけるビジネス展開支援

海外でのビジネス展開を目指す中小企業等に対し、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を通じて、現地情報の提供等の個別ニーズに対応するとともに、現地の関係機関との連携による海外での支援を継続する。また、既進出日系企業が抱える操業上の課題解決のため、海外投資アドバイザーによる相談対応に加え、より専門的な知見を有する法務・労務・税務の外部専門家も活用し、重層的な支援を図る。さらに、進出先における市場拡大、調達支援及び販路開拓等にかかる支援を行い、引き続き進出日系企業の現地でのビジネス拡大に貢献する。

⑥我が国が強みを有する重点分野における取組の強化

(i) サービス分野

サービス事業者の急速な海外展開の拡大に対応すべく、専門家を活用したハンズオン支援を中心に、海外のビジネスパートナー候補とのマッチングや外食分野等向けにテストマーケティングの機会を提供する。地域プラットフォームを拡大して、地方自治体や関係団体、地域の金融機関等との支援ネットワークを強化することで、支援企業の裾野拡大を図っていく。

コンビニエンスストアやスーパー、百貨店等の流通・小売業の海外展開を支援するとともに、これら日系流通業の販売網を活用し、我が国中小企業の製品の海外販路開拓に繋げる。

新たな流通チャンネルとして拡大中のECを活用した商流構築支援や、IoTやAIなど、IT技術・サービス分野における海外企業と我が国企業の交流・マッチング支援に取り組む。

(ii) クリエイティブ分野

映画、アニメ、音楽、ゲームなどのクリエイティブ分野を対象に、海外市場情報の提供やマッチング支援、日本ブランドの発信を行う。世界各地からバイヤーが集まる主要マーケットにおいて、業界団体と共催・協力し、継続的な取引に向けたビジネス支援を展開するとともに、日本のコンテンツの総合的な情報発信拠点としてのジャパン・パビリオンを運営し、ジャパン・ブランドの発信を行う。

(iii) ヘルスケア分野

政府が推進する医療・介護分野のアウトバウンドの促進に向け、健康長寿分野では、新興国において我が国の関連産業の優位性を示せるような広報事業や商談交流等を実施する。ライフサイエンス（医療機器、バイオ医薬品関連）分野では、日本企業と外国企業とのビジネスマッチング機能を強化する。そのために、巨大市場であり、かつトレンドの発信地である先進国、そして日本企業の進出ニーズの高い新興国における市場開拓を、商談会や情報発信等を通じ、効果的に実施する。

(vi) 生活関連分野

世界的な流行発信地である欧米での有力見本市において、我が国中小企業の出展支援を行うほか、業界団体等との連携によるジャパン・ブランドの発信や、更なる裾野の拡大に向けて、代理店・バイヤー等を招聘し国内で商談機会の提供を行う。また、日用品分野におけるアジア新興国向けの販路開拓支援について、現地の有力バイヤーを招致しての商談会を中心に進める。さらに、成長著しい越境EC市場の需要の取り込みを図るため、セミナーによる情報提供や商談会によるネット店舗オーナーとのマッチング支援を行う。

(vii) 機械・部品等

海外での展示会や国内商談会等を活用して国際競争力を有する工作機械・工具、産業機械、素形材、環境機器、食品加工機械等を中心に企業支援を行う。また、今後の成長が期待される新たな産業分野として、経済産業省やJAXAと連携した航空宇宙分野、IoT・ロボット等の分野にも取り組む。加えて、自治体や業界団体と連携し、これら分野に限らず地方が競争力を有する機械・部品等分野における海外展開支援を行う。

(viii) インフラ分野

相手国・機関等への日本人専門家の派遣、相手国キーパーソンの招聘等を通じて、我が国の質の高いインフラ製品・技術、その効果等に対する理解を促し案件組成を図る。また、日本のプラント・省エネ技術売り込みのためのプラント・省エネ診断事業の専門家派遣、招聘等の支援を継続するほか、経済発展度中進国以上の民活・PPP案件を対象に、企業提案によるプレFSの支援を引き続き行う。

⑦新たに海外展開に取り組む中小企業への支援

これまで海外展開を行っていなかった中小企業等への支援を拡大し、海外展開の裾野を拡大すべく、これら企業の代理店・バイヤーを招聘した商談会や海外展示会への参加を促し、また、参加企業が着実に販路開拓につなげられるよう、スキルアップセミナーやワークショップ、個別相談等の展示・商談会前の事前準備にかかる支援を充実させる。商談後においては、国内外に配置する専門家も活用し、見込みのある海外バイヤーへの継続的なフォローアップを通じて早期の成約を図る。

⑧相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施

日本の通商政策を踏まえ、TICADVIのフォローアップとしての我が国の官民を挙げた協力促進及びアフリカでのビジネス展開支援や日ASEAN経済大臣会合の枠組みを活用した新産業分野における企業連携促進支援、並びにポリュームゾーンへの市場開拓支援などを通じて、我が国企業のビジネス活動を促進するとともに、開発途上国政府等との連携強化を踏まえた産業協力事業を実施することで、我が国企業活動の円滑化に貢献する。また、産業協力の一環としてFOODEX JAPANへの開発途上国企業の出展支援や、一村一品マーケット空港展を実施する。

⑨地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献

貿易情報センターが中心となり、意欲ある自治体や地方の商工団体等と連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、海外の特定地域を対象にビジネス交流を行う地域間交流支援（RIT）事業や地域貢献プロジェクトといった地域発の事業を通じて得られた支援ノウハウや人的ネットワークを活用し、地域における海外ビジネスを継続的に生み出す。

また、企業の海外展開支援をより効果的に行うため、機構と覚書（MOU）を締結済みの支援機関を中心に、共同での企業支援、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで引き続き連携を図る。

⑩クールジャパンとインバウンドの推進

クールジャパンの推進に向け、政府機関や業界団体等と連携し、コンテンツやファッション分野を中心にジャパン・ブランドの発信を支援する。海外の有力なB to B、B to C イベントへの参加を通じて日本企業にマーケティング機会を提供するほか、クールジャパン官民連携プラットフォームへの参加を通じ、オールジャパンの取組にも貢献していく。

インバウンドの推進は、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」と、観光庁・日本政府観光局（JNTO）・経済産業省との四者行動計画に基づいて引き続き取り組むとともに、日本のライフスタイルを世界へ発信するための「ジャパニーズライフスタイル」の作成を進める。また、新たな取組として、MICEを含む地域産業へのビジネスインバウンド、オリパラのホストタウン構想への貢献等を目的としたスポーツインバウンド事業を展開する。

⑪フロンティア市場と国際博覧会におけるジャパン・ブランドの発信

TICADVIのフォローアップとして、アフリカでジャパン・フェアを開催する。また、イランやキューバなどジャパン・ブランドが十分普及していないフロンティア市場でもジャパン・フェア等の展示会を開催する。さらに、「日・アフリカ官民経済フォーラム」のサイドイベントとして、アフリカに貢献する秀でた日本製品を紹介するなどして日本とアフリカの連携の可能性を発信する。習近平中国国家主席が2017年5月の一帯一路フォーラムにて発表した「第1回中国国際輸入博覧会」に大規模に出展し、日本のプレゼンスを高く示す。

2020年ドバイ万博の準備をはじめ、2025年大阪万博の誘致活動などにも鋭意取り組む。

⑫知的財産を活用した海外ビジネスの拡大

中小企業等の海外展開に際し知的財産権侵害を未然に防ぐため、外国出願支援による権利化支援を行う。また、冒認出願等により、現地で日本企業が訴えられるリスクを低減するため、海外展開前に商標先行登録調査による支援や万一冒認商標出願された場合には、異議申立や取消審判請求、訴訟費用を補助する。さらに、侵害対策として、模倣対策・海外知財動向セミナーや資料作成による情報提供、相談対応に加え、流通経路や製造元を特定する侵害実態調査による支援や権利行使の支援を行い、現地企業から権利侵害との訴え又は警告を受けた場合の係争費用も支援する。海外では在外日系企業からの相談対応を通じて意見集約を図り、各国政府への改善要望等を行い、対策ニーズの高い営業秘密漏洩問題にも支援を行う。加えて、侵害発生国政府機関等と連携し、真贋判定等のセミナーの開催や関係政府職員の日本招聘を実施する。

機構の海外展開支援事業の参加企業と知財支援事業の参加企業に、それぞれ他事業の活用を促すなど、機構事業において知財事業が横断的に活用されるよう取組を強化する。また、地域団体商標の海外展開を促進するため、ブランド戦略策定、プロモーション促進等の支援を継続して行う。

⑬イノベーションの促進とルール（規制、基準・認証等）に係る情報収集・発信

革新的な技術やビジネスモデルを有するものの、海外のパートナーや資金調達等の情報不足により海外展開が困難な中堅・中小・ベンチャー企業に対し、起業家ネットワークがあり、専門家、投資家等の活動が活発な海外地域のエコシステムを利活用してビジネス展開の拡大支援を行う。特に、日本のベンチャーをオールジャパンで海外展開支援していくJ-Startup事業や欧州を中心にしたベンチャーイベントの参加等、事業拡大を行い、ベンチャー企業のアウトバンド、インバウンドの双方向で支援を行うグローバル・アクセラレーション・ハブ事業にも取り組む。また、日本企業の強みを活かしたビジネスにつながるような新興国での規制や強制規格の動向等の調査を行い、社会課題解決型のプロジェクト等を通じ、業界や地

域のニーズを踏まえた事業や支援を行う。

⑭大学との連携

文部科学省による「スーパーグローバル大学創生支援」事業の採択大学を中心に新規の包括的連携協定を締結し、同時に締結済の協定内容を履行していく。

上記の取組を通じ、2018年度は、新たな輸出・投資等の海外展開成功社数400社、輸出・投資等の海外展開支援件数（延べ社数）3,600件、貿易投資相談件数61,800件、知的財産権等に関わる相談件数1,500件の達成を目指す。また、海外展開支援事業の利用者に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上となることを目指す。さらに、「新輸出大国コンソーシアム」を通じて、2018年度に市場開拓・事業拡大の成功社数330社の達成および欧州への海外展開を目指す1,000社への支援の実施を目指す。

（4）我が国企業活動や通商政策への貢献

我が国企業の国際ビジネスの具体的な進展に貢献するとともに、我が国の通商政策等に資する情報収集・分析・提供を行う。また、ビジネス環境改善に資する調査業務の充実、国内外政府への政策提言の促進を通じて、日本企業の円滑な海外展開を支援する。経済連携の活用促進に資する調査・分析、情報発信を強化し、我が国企業のFTA、EPAの活用促進、新たな海外展開や海外展開の拡大に貢献する。より多くの情報需要者に裨益するよう、従来型の媒体を見直し、利用者本位の情報媒体に組み換える。

①経済連携協定の活用促進への貢献

経済連携の今後の進展を見据え、企業活動への影響等について情報収集し発信する。TPP11、日EU・EPA、RCEP等の今後の発効を見据え、これらメガFTAの活用促進に向けた事業・調査を実施する。第三国・地域間を含めたFTA/EPAの動向等、日本企業の海外戦略立案に資する調査、情報発信を実施する。アジア太平洋広域経済圏セミナー等を行い、進展する経済統合の意義等について相手国政府等に対して発信し、フィードバックを通商政策立案者、有識者、企業関係者に提供する。

②我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供

日本企業の海外事業展開に資する各国・地域の政治・経済情勢や、制度を中心とした基礎情報の収集・更新に加え、新たな制度情報の発信を強化する。米国政権の政策による影響（NAFTA再交渉、TPP11等含め）、英国のEU離脱等、変化著しい世界情勢に伴うビジネス環境・法制度の変化の方向性を先取りし、日本企業の海外展開に資する情報発信を強化する。日本企業の海外事業展開に資するビジネス環境整備を相手国政府に提言する。各国・地域情勢の収集・分析、日本政府の政策立案に資する情報提供を強化する。日本企業の米国貢献事例等を調査し、対米情報発信を実施する。日中韓3カ国が潜在的に抱える貿易円滑化に向けた課題や問題点に対する具体的な改善策をとりまとめ発信する。日本企業の対ロシア輸出、進出に資する、周辺国・地域の物流等を含めた総合的な情報を収集し

発信する。中東アフリカ地域におけるビジネス環境改善に資する調査・提言活動、有望産業・市場調査、中国の新興国戦略調査等を実施する。日本企業の海外市場攻略のためのベストプラクティス調査等を実施する。

中国が推進する一帯一路構想や、アジア・アフリカ地域における大動脈構想等による各国・地域、日本企業ビジネスへの影響等にかかわる調査・情報発信を実施する。事業部とのさらなる連携強化の下、日本企業の海外展開における新たなビジネスの芽（イノベーション・新産業、女性市場等）に資する調査・情報収集を実施する。

③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組

アジア経済研究所は、国立研究開発法人の規定が準用されていることを踏まえ、人材の確保・育成、適切な資源配分、研究事業間の連携・融合、能力を引き出すための研究環境の整備、他機関との連携・協力等を通じて、研究成果の最大化を目指す。

(i) 研究事業

政治・経済の両面でますます注目される東アジア、新興国として台頭するインド等南アジア地域等、政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組み、政策担当者等に対する研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。また、国際機関や国内外の大学・研究機関等との共同研究を推進する。この他、最新の学術研究動向や産官学のニーズを踏まえ、政策提言の基盤となる基礎的・総合的研究を実施する。

(ii) 研究成果の発信・普及

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに合ったテーマの成果普及を図る。2017年度に続いて、研究成果の最大化を図るべく、特に研究成果の電子媒体による発信を強化する。また、国内外における学会及び学術雑誌での論文発表等も積極的に行う。

(iii) 研究交流・ネットワーク等

アジア経済研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果を活かし、開発途上国政府の政策立案・実施機能の向上等に貢献するため、内外の人材能力開発研修を IDEAS の運営を通じて実施し、開発途上国高官等とのネットワーク構築を図る。また、情報収集・分析能力の強化に向けて、海外の研究機関へ研究員を派遣するほか、地域研究及び開発研究の内外の専門家を客員研究員等として招聘する。国際機関、国内外の大学・研究機関との研究連携を推進し、国内外の学会における研究報告、国際機関等におけるアジア経済研究所セッションの開催、国際的な研究ハブ化を目指す学術交流事業の推進等を通じて、研究ニーズの把握、研究ネットワークの拡充及び認知度の向上を図る。さらには、高度研究人材の任期付研究員を活用し、アジア経済研究所の研究水準向上及び研究成果の最大化を図る。

(iv) アジア経済研究所図書館

アジア経済研究所図書館は開発途上国に関する専門図書館として、図書、新聞、雑誌、統計資料、政府刊行物、データベース等を収集して提供し、調査・研究の支援に貢献する。また、業務管理及び利用者へのサービス提供を行うため、図書館情報システムの運営を行う。出版物・報告書等を学術研究リポジトリにデジタル保存し、オープンアクセスで提供することで研究成果の発信に貢献する。また共同利用制度等を通じた広報活動を実施する。

(v) ERIA 支援事業

ポスト ASEAN 経済共同体時代における更なる東アジアの経済圏の一体的な発展と我が国の成長に貢献することを目的として、経済産業省と連携して東アジア ASEAN 経済研究センター（ERIA）への研究支援を行う。

上記の取組を通じ、2018 年度は調査関連ウェブサイトの閲覧件数 183 万件、政策担当者及び企業関係者等へのブリーフィング件数 5,100 件の達成を目指す。また、調査、研究等の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上となることを目指す。また、セミナー受講者数をモニタリング指標として設定し、個別の調査事業の改善につなげられるよう、セミナー等で情報発信した際にフィードバックとして活かす。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務（補正予算を除く）について、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比 1.15%以上の効率化を行う。また、各事業については、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。

(2) 組織体制・運営の見直し

①本部組織

ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、本部組織の体制を整備する。

②アジア経済研究所

研究の質的向上を図るため、外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、内部査読を組織的に実施する。産業界、学界、メディア等の有識者の意見は定期的に聴取し、政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化に生かす。

③国内事務所

国内事務所については、自治体や地元金融機関、関係団体等との連携を深化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、機構と覚書（MOU）を締結済みの支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで引き続き連携を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所の共用化又は近接化を推進する。

なお、地域貢献等における具体的成果を創出するにあたり、都道府県ごとのきめ細かな体制と大阪本部及び全国 7 カ所の「地域統括センター」を基点に広域体制を両立させる。また、国内事務所ネットワークを活用して各自治体等からの負担金等の拡大や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の安定を図る。

④海外事務所

海外事務所については、政策ニーズや事務所単位での評価等を踏まえ、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方を検証・検討し、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパン・ブランドの発信等の強化に向けた効率的な業務体制の整備を継続するとともに、将来ニーズの高い新興国での体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。

また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。

(3) 調達方法の見直し

調達については、迅速かつ効果的な調達の観点から、全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日付総務大臣決定）を踏まえて策定する「平成 30 年度独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」に掲げる目標を達成する。

(4) 人件費管理の適正化

政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を促すため、第四期中期目標期間中に増大することが見込まれる機構の役割を果たすため必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の多様化や組織の大括り化などにより人件費の適正管理を行う。また、当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。

(5) 厳格な評価と費用対効果の分析に基づく業務運営

業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に 1 度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。

国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定し、評価を踏まえた資源の再配分等を行う。

(6) 民間委託（外部委託）の拡大等

民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しを進めつつ、人事、物品調達などの管理的業務や、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、民間委託が適切な業務については外部委託を図ることで業務の効率化を進める。官民競争入札等の対象案件については引き続き着実に実行する。

(7) 業務の電子化

機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、前年度刷新した新システム基盤により、IT技術の活用を推進する。企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化の推進を図る。

3. 財務内容の改善に関する事項

(1) 自己収入拡大への取組

自己収入の拡大については、国への財政負担を抑制できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化する経営努力を図る。具体的には、展示会等の事業において、適正な受益者負担を引き続き求めるとともに、ジェトロ・メンバーズ会員収入や外部からの負担金、受託収入の増加を目指す。これに向けて、大学との包括的協定の中での講師派遣、個別企業や業界団体のニーズに応じた受託等の調査実施体制の整備、オンライン講座のメニュー拡充などを進める。有料セミナー、有料ライブ配信の実施等、自己収入の拡大に取り組む。

なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求める際に、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を図ることで研究財源の確保に努める。

(2) 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績を管理するとともに、年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。

(3) 保有資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有資産については、詳細情報を引き続き公表し、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。

職員宿舎については、職員宿舎見直し計画を着実に実施する。

(4) 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとめりにあわせて決算情報・セグメント情報を把握し公表する。

4. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画
別添のとおり。

5. 財産の処分に関する計画
なし

6. その他業務運営に関する重要事項

（1）人事計画

①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置

補正事業等を受けた中期計画の変更を踏まえ、人員配置の合理化およびバランスを図る。具体的には、日本食品海外プロモーションセンター、新輸出大国コンソーシアム事業において、適切な支援を企業が受けられるよう、専門家を本部および貿易情報センターに引き続き配置する。

②人材多様化に向けた取組

中間採用の通年化により即戦力となる人材の登用を行う。

海外事務所においてはナショナル・スタッフの管理職ポストへの登用を継続するなど、積極的な活用を行う。また、専門性を有する人材や、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の活用を図ることで人材の多様化に取り組む。

また、人事・労務を取り巻く環境に適用できるよう、外部人事専門コンサルタントの導入を検討する。

③人材育成の推進

若手職員の早期キャリアアップを図るために、海外の実務経験のない若手職員を対象とした海外事務所での実習制度を引き続き実施するほか、特殊言語の研修を実施する。また、各職員の生産性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるため、階層別研修の継続や選抜研修による中核人材の育成を継続する。

また、引き続き、評価制度を厳格に運用する。

④働き方改革の実現と多様化への対応

職員の様々なライフ・ステージを踏まえつつ、本人のキャリア形成につながるよう、適材部署への配置を引き続き進める。

ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の月1日以上の取得や超過勤務の削減を目指し、引き続き環境整備を進める。

⑤女性活躍の一層の推進

内外事務所等適材部署へ引き続き積極的に配置する。

（2）内部統制

中期目標で示された内部統制の充実化に向け、以下の方策を引き続き実施する。

- ・ 行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。
- ・ 2016年度に策定した「内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」に基づき、引き続き組織横断的にリスクの把握・評価を行う。
- ・ アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。

(3) 情報管理

「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年度法律第140号）に基づき適時、正確な情報公開を行う。

個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づいた情報の管理・保護を徹底する。

2018年5月に施行される「欧州一般データ保護規則（GDPR）」に在EUの事務所と共に対応する。

(4) 情報セキュリティの強化

「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」に基づき、NISCや関係機関と連携し、情報セキュリティ対策を強化する。

具体的には、関係機関との情報共有も行いつつ、情報通信機器・ソフトウェアにかかる情報セキュリティ上の脅威への対応について常時確認、更新を行う。

また、海外事務所に対する外部からの標的型ウィルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。

このほか、「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」の確認・更新や機構内の情報セキュリティリテラシーの向上を図るために情報セキュリティ研修の受講を徹底する。

(5) 安全管理

テロ等の突発的な事件、大地震、洪水等の天災等の非常事態に対応するため、外務省海外安全情報・危険情報のレベル2以上の地域を対象として、見本市等の海外事業、海外出張（駐在員の移動を含む）の実施に際し、リスク・アセスメント（安全対策を含む）の実施による事前評価、リスク・アセスメントに基づく安全対策を体系的に実施し、安全確保に努める。「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の枠組みの中で安全対策セミナーの開催等を推進する。また、海外事務所においては、在外公館や関係機関との連携を図り、正確な情報把握、迅速かつ適切な対応に努める。さらに、円滑な安全施策の実施のため、規程、マニュアルの不断の見直しを行う。

(6) 顧客サービスの向上及び認知度の向上

各国内事務所では、民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え意見を聴取するための「サービス向上会議」及び地域の有識者等から意見を聴取する「有識者会議」を継続する。

また、ウェブサイトにご設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。さらに、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、適切なメディアを活用して効果的な対外発信を行うとともに、創立60周年というタイミングをとらえて組織が今後担うべき役割についても情報発信を行う。

○予算（平成 30 年度）

（単位：百万円）

区 分	対日投資促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業等 の海外展開支援	我が国企業活動や通商 政策への貢献	共通	合計
収入						
運営費交付金収入	2,969	4,083	14,674	6,707	1,621	30,053
国庫補助金収入	-	2,461	2,596	178	-	5,235
受託収入	36	154	3,734	300	-	4,224
うち国からの受託収入	-	-	2,410	260	-	2,671
うちその他からの受託収入	36	154	1,324	40	-	1,553
業務収入	320	610	2,159	411	9	3,509
その他の収入	-	-	-	70	19	89
計	3,325	7,308	23,163	7,665	1,649	43,111
支出						
業務経費	3,315	7,200	19,429	7,646	-	37,590
受託経費	18	124	3,466	261	-	3,868
一般管理費	-	-	-	-	1,653	1,653
計	3,332	7,324	22,896	7,907	1,653	43,111

注：各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○収支計画（平成 30 年度）

（単位：百万円）

区 分	対日投資促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業等 の海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	合計
費用の部	3,317	7,314	22,852	7,913	1,566	42,962
経常費用	3,316	7,311	22,843	7,911	1,563	42,943
業務経費	3,262	7,140	19,181	7,541	—	37,123
受託業務費	18	124	3,466	261	—	3,868
一般管理費	—	—	—	—	1,501	1,501
減価償却費	36	48	196	109	62	451
財務費用	1	2	9	3	3	19
臨時損失	—	—	—	—	—	—
収益の部	3,327	7,310	23,175	7,678	1,657	43,147
運営費交付金収益	2,955	4,072	14,623	6,675	1,620	29,945
国庫補助金収入	—	2,461	2,596	175	—	5,232
国からの受託収入	—	—	2,411	260	—	2,671
その他からの受託収入	36	154	1,324	40	—	1,553
業務収入	320	610	2,159	412	9	3,509
その他の収入	—	—	—	70	19	89
資産見返負債戻入	16	13	62	47	9	147
財務収益	—	—	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—
純利益（△純損失）	10	△4	322	△235	91	184
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	3	—	6	10
総利益（△総損失）	10	△3	325	△234	97	194

注：各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○資金計画（平成 30 年度）

（単位：百万円）

区 分	対日投資促進	農林水産物・ 食品の輸出促進	中堅・中小企業等 の海外展開支援	我が国企業活動や 通商政策への貢献	共通	合計
資金支出	3,547	7,729	24,633	8,018	2,197	46,124
業務活動による支出	3,278	7,261	22,638	7,799	1,498	42,474
業務経費	3,261	7,137	19,171	7,538	—	37,107
受託事業費	18	124	3,466	261	—	3,868
その他の支出	—	—	—	—	1,498	1,498
投資活動による支出	33	25	115	61	107	340
財務活動による支出	19	28	113	45	8	213
翌年度への繰越金	217	415	1,767	113	585	3,096
資金収入	3,547	7,729	24,633	8,018	2,197	46,124
業務活動による収入	3,325	7,308	23,063	7,665	1,649	43,011
運営費交付金による収入	2,969	4,083	14,674	6,707	1,621	30,053
国庫補助金による収入	—	2,461	2,596	178	—	5,235
国からの受託収入	—	—	2,411	260	—	2,671
その他からの受託収入	36	154	1,324	40	—	1,553
業務収入	320	610	2,059	412	9	3,409
その他の収入	—	—	—	70	19	89
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—
前年度よりの繰越金	222	421	1,569	352	548	3,113

注：各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。